

# 日本の破産法における相続破産制度に関する研究

——破産は相続にどのような影響を与えるのか——

餅 川 正 雄\*

## 1. はじめに

本研究は、日本の「破産法 (bankruptcy law)」における相続破産制度の内容を探究するものである。そもそも「破産」という現象は、個人や団体を自立した経済主体として取り扱う現代社会において必然的に発生するものであると言える<sup>1)</sup>。そのため、破産処理のための手続を法制度として設けておく必要がある。法的な手続きとしての破産や民事再生などの制度を設ける必要性が生じるのは、債権者や債務者を含むすべての利害関係者 (stakeholder) の権利を公平に、かつ公正に調整するためである。利害関係者の合意によって権利調整 (rights adjustment) を図るものには、いわゆる裁判外の「私的整理 (private arrangements)」によって倒産処理を行うことも可能である。しかし、これには利害の対立 (conflict of interest) が生起するため、おのずと限界がある<sup>2)</sup>。具体的な例として、どのようなケースがあるのかを考えてみたい。

例えば、(1) 多くの債権者を含む利害関係者が存在する場合には、債権の優先権 (priority) の有無や債権の発生原因によって区分する必要があるが、私的整理によって公平な倒産処理に向けた合意を形成することは困難である<sup>3)</sup>。

(2) ある一部の債権者 (A) が倒産直前に債権の弁済を受けたり担保の設定を受けたりした場合には、(A) だけが独占的な満足を受ける

ことになる。このような債権者平等に反する行為に対して、債権者代位権 (obligee subrogation right) や詐害行為取消権 (fraud revocation right) などの民法上の手段によって有効に対処できるかどうかは疑わしい<sup>4)</sup>。

(3) 倒産に瀕した債務者 (B) が財産を隠匿する (= 隠す) ことによって責任財産を減少させるという詐害行為 (= 債務者が悪意を持って、自己の財産を不当に減らし、債権者が正当な利益を得られないようにすること) に走ることがあるが、この結果を私的整理によって覆すことは困難である。債務者 (B) の財産管理処分権を剥奪するには「法的整理」による以外にはない<sup>5)</sup>。法制度としての倒産処理の目的は、①総債権者の満足を最大化すること、②利害関係者の権利を公平に実現すること、③債務者の経済的な再生という三つに集約される。

### 1.1 倒産処理の歴史

最初に、わが国の倒産処理 (bankruptcy) の歴史を概観しておきたい。江戸時代には、御定書百箇条 (おさだめがきひゃっかじょう) において「①身代限 (しんだいかぎり)」の手続と「②分散 (ぶんさん)」の手続という制度が存在していた。①の身代限は、債権者の申立てに基づき、債務者の財産が (強制執行によって) 売却されて債務の清算がされるもので、現在の破産に相当する制度であった。②の分散は、債務者と債権者との合意によって資産・負債の整理を諮る手続きで、免責が認められており、現在の私的整理ないし自己破産に近いものであった。

\* 広島経済大学経営学部経営学科教授

この二つの倒産処理は、現在の法制度との比較からすると裁判機関が関与しない私的整理に類似するものであり、「懲戒主義的」な色彩が濃厚で、地方の慣習の中で様々に変容しながら実施されていたようである。いずれにしても、近代的な法的倒産処理制度とは異質なものであった（山本和彦，2021，p. 10）<sup>6)</sup>。

## 1.2 研究の目的

本研究の目的は、現行「破産法」の規定を研究対象として、①相続財産の破産と、②相続人の破産の二つについて設例を基に検討し、それらの本質を探究する手掛かりを得ることである。

## 1.3 研究の視座

本研究の視座は、遺産を相続する「相続人（heirs）の立場」である。円滑で公平な遺産相続を実現するという目的のために、破産法の考え方を探究する。先に述べたとおり、法制度としての倒産処理は、①総債権者の満足を最大化すること（maximize satisfaction）、②利害関係者の権利を公平に実現すること（achieve fairness）、③債務者の経済的な再生（economic regeneration）、という三つの目的がある。このうち、②が本研究の焦点となる。相続人の権利と相続債権者の権利をどのように調整しているのかを検討する。

## 2. 研究の前提

一般的に、法律の実体面と手続面は別個の法律によって規定されることが多い。しかし、破

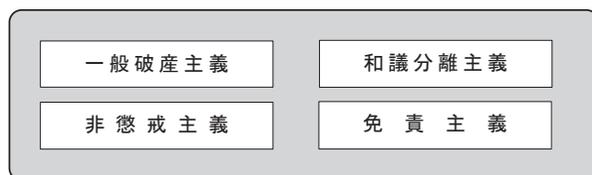
産法の場合には、破産の実体面だけではなく、破産の手続面についても同時に規定されているという特徴がある。また、一般的な法人や個人の破産手続だけでなく、相続財産の破産や信託財産の破産などの特殊な破産手続についても規定されている。

破産手続については、法人・会社の破産と個人の破産は特に区別されていない。ただし、個人破産に特有の手続として破産手続に付随する「免責手続（disclaimer procedure）」があり、この免責手続も破産法において規定されている。加えて、破産手続の実効性を担保するために、破産犯罪と呼ばれる刑罰規定も設けられている<sup>7)</sup>。

本研究の前提は、日本における現行「破産法（bankruptcy law）」の規定である<sup>8)</sup>。日本の破産法が採用している立法主義は、次の図1に示す4つの考え方が基本となっている（宗田親彦，2006，pp. 88-90）。

### 2.1 一般破産主義と商人破産主義

破産手続開始決定を受け得る能力（破産能力）をどの範囲の者に認めるかに関する対立として、「一般破産主義（general bankruptcy principle）」と「商人破産主義（merchant bankruptcy principle）」がある。一般破産主義は、非商人にも破産能力を認める立法主義である。他方、商人破産主義は商人のみに破産能力認める立法主義である。日本の破産法は、一般破産主義を採用している。フランスでは、商人の自治法規として発達したという沿革もあり、商人破産主義が



\*筆者作成

図1 日本の破産法の立法主義

伝統的に採用されていたが、現在では、法人であれば破産能力を認めている。日本でも、後述のとおりフランス法の影響により商人破産主義を採用していた時期があったが、現在は一般破産主義である。

## 2.2 和議分離主義（破産分離主義）と和議前置主義

破産手続と、破産予防のための債務者と債権者の話し合いによる合意（＝和議）を分離し、両者を別個独立の手続きとして定めている。破産手続の前に必ず和議手続を経なければならないとする「和議前置主義（pre-conciliation principle）」と対比し、「和議分離主義」と呼ばれる。ただし、話し合いによる合意が不成立の場合、申立または職権で破産手続に移行する（牽連破産）。日本は、和議分離主義を採用している。

## 2.3 非懲戒主義と懲戒主義

「懲戒主義（disciplinary principle）」は、破産手続開始決定に破産者の公私の資格を制限する効果を与える立法主義である。他方、「非懲戒主義（non-disciplinary principle）」は、それを与えない立法主義である。日本の場合は、破産法上は、公法上の資格制限をする効果を与えてはいないため非懲戒主義である。ただし、その他の各種の法律により、他人の財産を管理することを主とする職業に就けなくなるなどの効果を与えている面で懲戒主義に近いと言える。もっとも、破産法の中に免責・復権に関する規定が設けられており、免責許可決定が確定した場合や復権した場合は、法律上の資格制限はなくなる。

## 2.4 免責主義と非免責主義

「免責主義（immunity principle）」は、特に破産者が自然人の場合について、その残余の債務について破産者の責任を免除する立法主義で

ある。他方、「非免責主義（non-indemnification principle）」は、破産者の責任を免除しない立法主義である。つまり、破産手続終了と債務消滅とは、必ずしも結びつかない。日本では、1952年の法改正までは非免責主義を採用していたが、アメリカ法の影響による法改正により免責主義を採用している。もっとも、消滅しない債務もある。なお、日本の消費者破産は、破産手続による配当よりも、むしろ免責を得て経済的な再スタート（refresh start）を図るために破産手続の申立てがされるのがほとんどである。

ただし、租税債権については、時効が成立しない限りは、支払責任を免れることはできないことになっている。国庫収入を確保するという要請により、破産手続によっても税金は免除されないという規定になっているからである（破産法253条<sup>9)</sup>。

## 3. 破産法の目的

破産法の目的は、1条で次のように示されている。

### ■ 破産法 1条

この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

「破産法」の目的は、次の二つに分けて考えることができる。一つ目は、「債務者の財産等の適正かつ公平な清算（fair liquidation）を図ること」で、破産者の財産を債権者に平等に配当し、債権者の権利の確保が図られる。二つ目は、「債務者について経済生活の再生の機会の確保（securing opportunities for regeneration）」

を図ること」で、財産は清算処分する代わりに、債務を帳消しにするなど経済的な更正が図られる。この破産法がなければ、債権者は、回収不能になった貸付金を取り戻そうと、債務者の財産を差し押さえるなどの強制執行（compulsory execution）をすることになる。強制執行は、債権者個々に行われることになり、そうなれば債権者同士の平等が保たれず、争いに発展する事態も想定される。また、個人の場合は、破産手続きがなければ、完済できるまで債務を背負うことになる。破産法が適用されるからこそ、法的な強制力を持つ債務整理が可能になり、破産者は安心して経済的な更生を図ることができる訳である。

#### 4. 相続財産の破産に関する考察

##### 4.1 相続財産の破産の意義

相続が発生すると、被相続人が有していた一切の権利義務は、原則として相続人が継承する（包括継承、民法896条）。この包括継承（inclusive inheritance）の結果、被相続人（＝故人）が相続財産を超過する債務を負担している場合、超過分の債務の承継によって相続人固有の債権者が相続人から債権全額の弁済を受けることができない恐れが生じる。他方、相続人が自己の資産を超過する債務を有する場合、債権者が債権全額の弁済を受けられない恐れが生じることになる（岡伸浩他，2019，p. 358）。

債務者が死亡して相続が開始すると、相続債権者（＝被相続人の債権者）・受遺者・相続人・相続人の債権者および受遺者といった通常の破産手続とは異なる利害関係人が登場する。そこで、破産法は、破産財団を相続財産とし、破産債権者を相続債権者と受遺者として、破産手続を行う相続財産の破産の規定を定めている（破産法222条以下）。

破産手続開始原因は、相続財産をもって相続債権者及び受遺者に対する債務を完済できない

こと、つまり債務超過であることである（破産法223条）。相続財産の破産の申立人は、①相続債権者又は受遺者、②相続人、相続財産管理人又は遺言執行者である（破産法224条1項）。①が申立人の場合は、債権の存在と相続財産の破産手続開始原因となる事実を疎明（釈明）する必要がある（破産法224条2項1号）。②の申立人の場合は、相続財産の破産手続開始原因となる事実を疎明（釈明）する必要がある（破産法224条2項2号）。

相続財産の破産の申立てには、期間の定めがある（破産法225条）。申立てをすることができるのは、以下の期間内である。

- (1) 相続債権者又は受遺者による財産分離の請求をすることができる期間
- (2) 限定承認又は財産分離があったときで、相続債権者及び受遺者に対する弁済が完了するまでの間

相続財産に属する一切の財産が「破産財団」を構成する（破産法229条1項）。相続人が相続財産の全部又は一部を処分した後に、相続財産について破産手続開始決定がされた場合、相続人が反対給付を受ける権利は破産財団に帰属する（破産法229条2項）。相続人がすでに反対給付を受けている場合は、破産財団に返還する必要がある（破産法229条3項）。

相続財産の破産手続において満足を得ることができなかった相続債権は、相続放棄又は限定承認をしていない限り、相続人に対して行使されることになる。裁判所の運用では、相続財産の破産申立てがなされても、免責の申立てがあったとはみなしていない。なお、相続財産の破産手続開始決定後であっても、相続人は、相続放棄、限定承認をすることができる。

##### 4.2 先行研究—破産財団説と管理機構人格説—

破産財団（bankruptcy foundation）とは、何かを整理しておきたい。破産財団とは、破産者

の財産又は相続財産若しくは信託財産であって、破産手続きにおいて破産管財人にその管理および処分をする権利が専属するものことである（破産法2条14項）。破産手続というのは、破産者が有する財産を換価して（convert into money）、それを債権者に配当するという手続きのことである。破産手続きが終結すると、法人に対して債権を有していたとしても、回収することができなくなってしまい、債権者としては、破産者の個人財産だけが債権回収の原資となる。破産者自身にその財産の管理を委ねてしまうと、財産の隠匿（concealment）や処分によって債権者の利益が害される恐れがあるため、第三者にその管理を委ねる必要がある。そこで、破産者の財産を適切に管理・処分する主体として、裁判所が「破産管財人（bankruptcy trustee）」を選任し、破産財産の管理処分権を委ねることになっている。「財団」という名称からは、組織や団体を想像してしまいがちであるが、法主体性を認める破産財団とは、破産者の「財産の集合体（collection of property）」をイメージすればよいであろう<sup>10)</sup>。破産財団そのものに法人格を認める「破産財団説」があるが、法律効果は独立の法主体である破産管財人について生じるという「管理機構人格説」が近時の有力説である（伊藤眞，2018，p. 251）。この説は、破産財団の管理処分権を有する破産管財人に法人格を認めるという見解である（田原睦夫・山本和彦監修，全国倒産処理弁護士ネットワーク編，2015，pp. 511-513）。

破産財団には具体的にどのような財産が含まれることになるのだろうか。以下、破産財団に含まれる法人の財産について考察する。

#### 4.2.1 破産財団には何が含まれるのか

破産法では、破産手続開始のときにおいて破産者が有する一切の財産が破産財団に属するとされている（破産法34条1項）。当該財産については日本国内にあるかどうかは問わない。ま

た、破産手続開始後に発生した請求権であっても、その発生原因が破産手続開始前にあれば破産財団に含まれることになる（破産法34条2項）。

#### 4.2.2 破産財団を構成する具体的な財産の種類

財産的価値があり、債権者への配当原資となり得るものについては、全て破産財団を構成することになる。具体的には、以下の①～③が含まれる。

##### ① 物（object）

破産者が有する不動産（real estate）・動産（personal property）については、破産財団に含まれる。破産者が有している物が当該物についての完全な所有権ではなく、共有持分権に過ぎないとしても、当該共有持分については破産財団に含まれることになる（破産法52条）。そのため、破産管財人は、他の共有者に共有持ち分の買い取りを打診したり、共有物を売却したりするなどして当該共有持分を換価することになる。

##### ② 権利（right）

破産者が有する、債権（receivables：特定の人に対して、一定の給付を請求しうる権利）、期待権（＝将来の一定の事実によってその発生が見込まれる権利）、物権的請求権（＝物権に対する侵害を排除・予防する請求権）、知的財産権（＝特許権、実用新案権、意匠権、商標権など）についても破産財団に含まれる。これらの権利についても、1円でも価値があるものについては、破産管財人が換価をして、債権者への配当原資（dividend resource）とすることになる。

##### ③ 情報（information）

破産者が有する、商号（trade name）、製造上のノウハウなどの情報については、金銭的価値を有するものと評価できる場合には、破産財団に含まれることになる。

## 《考 察》

個人の破産の場合には、管財手続において破産財団の範囲に含まれずに破産者が自由に管理処分することができる財産がある。これを「自由財産 (free property)」といい、自由財産としては、破産手続開始後に破産者が取得した財産 (= 新得財産)、差押禁止財産、一身専属性のある財産がある<sup>11)</sup>。差押禁止財産 (non-seizable property) には、「差押禁止動産」(民事執行法131条)と「差押禁止債権」(同法152条)の2つが存在する。

これに対して、法人破産の場合には、自由財産というものはなく、法人が有していた資産については、原則としてすべて換価しうえて、債権者への配当に回すことになる。その理由は、個人破産は、個人の「生活保障 (livelihood security)」を図る必要があるのに対して、法人破産はそのような配慮をする必要がなく、破産手続終了後は法人格が消滅するため、そもそも資産を残すことができないからである。判例でも、差押禁止とされている簡易生命保険の還付金請求権であっても法人の場合には破産財団に含まれると判断している (最判昭和60年11月15日民集39巻7号1487頁)。

法人破産の場合には、破産財団に含まれない財産というものは原則として存在しないということである。ただし、破産管財人が換価しようと努力してもどうしても換価できない財産が出てくることがある。その場合には、破産管財人が破産財団に含まれる財産を放棄した結果、破産財団に含まれない財産となることがある。ただし、そのようなケースは、法人破産においては、極めて例外的な場合である。

法人破産の際には、代表者も破産するのかわという問題を考えてみたい。法人破産の申し立てをしたとしても、対象となるのは法人のみであり、法人の代表者の財産が取り上げられ破産財団に含まれるという心配はない。しかし、法人

の負債については、法人の代表者が連帯保証人となっている場合が多く、その場合には、たとえ法人が破産したとしても、法人代表者に対する保証債務が消えることはない。法人が返済することができずに破産した負債について、債務者個人が返済していくことは困難である場合が多いであろう。このようなケースでは、代表者個人も一緒に破産申し立てをする必要がある。代表者個人も破産申し立てをしたときには、破産手続開始決定時に有する代表者個人の財産についても法人の破産財団と区別して個人の破産財団に含まれることになる。ただし、個人については、自由財産や自由財産の拡張が認められているため、破産をしたとしても、一定の資産を残すことができる。

## 4.3 相続財産の破産に関する考察

### 4.3.1 相続人破産者説と相続財産破産者説

破産法は、相続人の破産と相続財産法人についての破産とを区別して、相続財産自体についての破産を認めている。なぜ個人または法人にあたらないものに破産能力を認めているのだろうか。相続財産破産の法律構成について検討しておきたい。相続人を破産者とするか、被相続人を破産者とするか、あるいは相続財産自体を破産者とするかについては、考え方の対立があり、かつては相続人を破産者とする説 (heir bankruptcy theory) が有力であった。しかし、この説は相続人に破産債権者としての地位が認められていることなどを根拠として批判されていたため、現在では相続財産そのものを破産者とみる相続財産破産者説 (inheritance property bankruptcy theory) にほぼ統一されている。実体法上の権利能力のない相続財産に権利能力が認められる結果として、「破産管財人」が相続人に代わって相続人に帰属する相続財産について管理処分権を行使し、相続人を債務者とする相続債権との清算を行うことになっている。

### 4.3.2 相続財産破産の申立権者

相続財産破産の申立権者は、誰になるのだろうか。これについては、相続債権者、受遺者のほか、相続人、相続財産の管理人または遺言執行者である。相続人の債権者は、相続財産破産における権利行使ができないため、破産手続開始申立権が認められていない。

### 4.3.3 相続財産の破産の意義と機能

次に相続財産の破産の意義と機能について整理しておきたい。相続財産の破産とは、被相続人に破産原因がある場合に、相続財産を相続人自身の固有財産 (intrinsic property) から分離して破産財団 (bankruptcy foundation) とし、相続債権者と受遺者のみに配当を行う破産手続のことである。機能については、次の二つがあると考えられる。第一に、相続財産に限定して破産手続を開始するため、相続人自身の固有財産を保護する機能である。第二に、破産財団を形成する相続財産を、相続人自身の債権者から守る機能がある。しかし、実務上は「限定承認 (limited approval)」の制度 (民法922条以下) が多く利用されていることもあり、相続財産破産の制度はあまり利用されていない。ここでは、

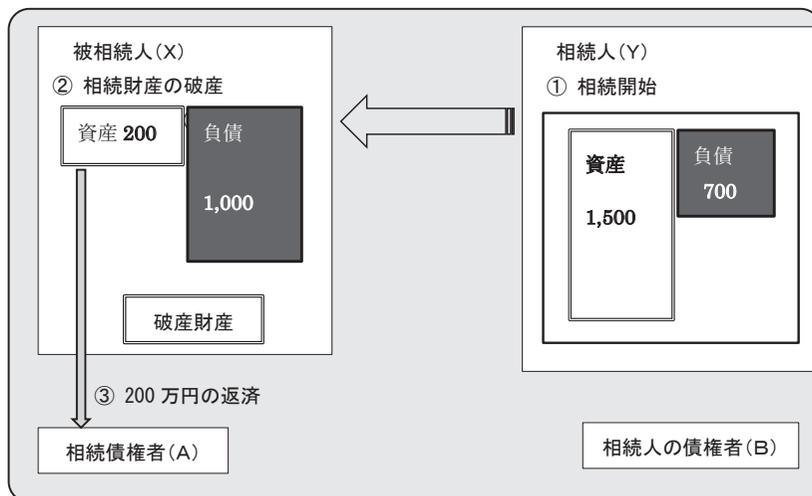
相続財産破産の申立てをしたという《設例 I》によって考察する。

#### 《設例 I》

被相続人である父親 (X) の資産が200万円、負債が1,000万円あり、「債務超過」に陥っていた (図2)。

①父親 (X) が亡くなり (相続が開始して)、相続人である長男 (Y) は相続財産が債務超過の状態であることが分かった。そこで、相続開始後 (3か月以内) に、②(Y) は裁判所に相続財産破産の申立てをして、相続財産に対する破産手続開始決定が行われたとする。この場合、相続財産 (▲800万円) と相続人 (Y) の固有財産 (800万円) は、混合しない。そのため、③相続債権者 (A) は (X) に対する1,000万円の債権 (貸付金) のうち、200万円の弁済を受けることになる。(A) の立場から言えば、800万円 (=1,000万円 - 200万円) は、貸し倒れとなる。

このケースで (A) は、(Y) の固有財産から債権 (貸付金) を回収することはできないのだろうか。



\*伊藤真 (2018) pp. 89-96. より筆者作成

図2 相続財産破産の機能

## 《考 察》

このケースでは、相続人 (Y) が限定承認をしていないため、相続債権者 (A) は (Y) の固有財産800万円に対する権利行使が許される。その理由は、相続人 (Y) は相続財産破産の破産者ではないからである (伊藤眞, 2018, p. 89)。ただし、相続人の負債 (借入金) の弁済については、相続人の債権者 (B) に優先弁済権が認められているため、(A) と (B) では、(A) が劣後することになる。

相続財産破産と類似の機能をもつ制度として、民法上の限定承認と財産分離がある。このケースで述べれば、(Y) が限定承認をしたとすれば、(Y) の固有財産から (X) の負債を弁済する必要はなくなる。また、相続人の債権者 (B) が財産分離の申立てをしたならば、(X) と (Y) の財産が混合することはない。

## 5. 相続人の破産

自己破産 (personal bankruptcy) が相続にどのような影響を与えるのかを検討する際には、次の二に分けて考える必要がある。第一に、相続人が自己破産を裁判所に申立てる前に相続が起きた場合である。第二に相続が起きた後に相続人が自己破産した場合である (図3)。

## 5.1 相続開始後に自己破産した場合

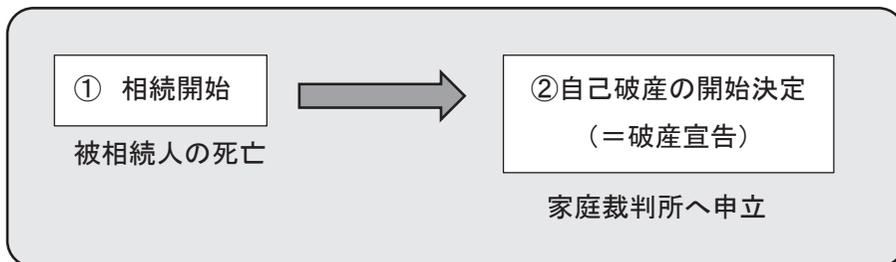
第一のケースとして、「相続開始後に自己破産した場合」、相続にどのような影響があるのかを考えてみたい。相続が開始すると、被相続人の財産は相続分に従い、相続人の財産として扱われる。その結果、借金を手持ちの資産などで支払不能とは言えないことがある。例えば、2,000万円の借金で自己破産をしようとしていた人が、父親が亡くなって3,000万円の銀行預金を相続したとする。その銀行預金を借金の返済に充てることができるため、もはや自己破産はできなくなる。相続財産が借金を完済できるほどでなかったとしても、3年程度で完済可能となれば、支払不能 (insolvency) と認められない可能性が高い。

## 5.1.1 相続財産の処分

相続開始後に自己破産をした場合、「相続財産はどのように処分されるのか」という問題を確認しておきたい。相続財産は、相続人自身の財産と扱われるため、「自由財産」の範囲を超えるものは、原則として自己破産手続きに則って処分されることになる。

## 5.1.2 相続放棄をした場合

相続開始後に「相続放棄 (abandonment of inheritance) をした場合」はどうなるのかを確認しておきたい。自己破産手続きの中で処分されることに抵抗がある場合、相続放棄を検討する必要がある。ただし、相続放棄は原則として自己のために相続の開始があったことを知った



\*筆者作成

図3 相続開始後に自己破産をする

時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述する必要がある。相続放棄をすれば、初めから相続人ではなかったものとみなされるため、放棄した人自身が相続することはできない。ただし、相続財産が自己破産手続きで処分されることはない。相続放棄をするかどうかは、相続人が個別に決められるため、自身が相続放棄した財産は、相続放棄をしなかった相続人に受け継がれることになる。

### 5.1.3 遺産分割協議をする場合

相続放棄ではなく「遺産分割協議（inheritance division negotiations）をする場合」は、どうなるのかを考えてみたい。相続財産が自己破産手続きで処分されることを回避する目的で他の相続人が過大に財産を取得するような行為は詐害行為として破産管財人の「否認権（right of disclaimer）」の対象となることがある。遺産分割協議に基本的に時間的な制限はない。被相続人（＝故人）の生前の借金は、相続開始とともに相続人に受け継がれることになるが、仮に被相続人の借金も含めて整理したいという場合には、自己破産の開始決定前であれば、相続した借金も含めて自己破産するか、相続放棄（または限定承認）をすることが考えられる。なお、被相続人の借金だけを理由に自己破産をしようとしている場合、相続放棄をすることで自己破産を避けられる可能性がある。

要するに、自己破産の開始決定前に相続が起きた場合、相続財産をそのまま手元に残すのは

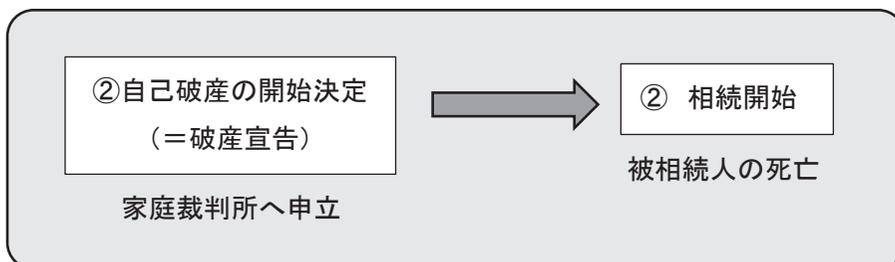
難しいと言える。そのため、相続財産を裁判所に言わずに隠し通したいと考える人もいるかもしれないが、財産を隠そうとしても何らかのきっかけで発覚してしまう可能性の方が高い。また、財産隠しは免責不許可事由にあたり、借金の返済義務が帳消しにならない危険性もある。

### 5.2 相続開始前に自己破産した場合

第二のケースとして、「相続開始前に自己破産した場合（図4）」では、相続に関してどのような影響があるのかを《設例Ⅱ》を基に考えてみたい。

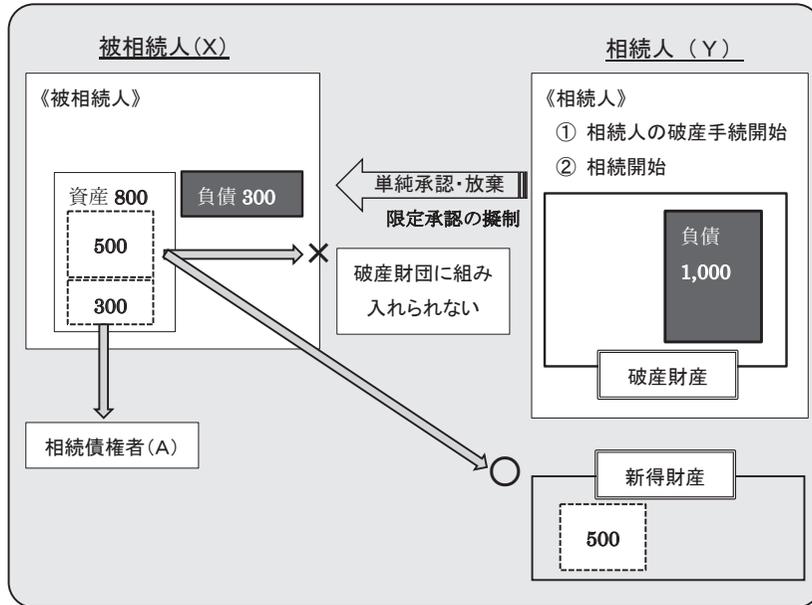
#### 《設例Ⅱ》

父親（X）の相続開始前に、①長男（Y）は負債（借入金）1,000万円を抱えており、毎月の返済が困難となったため、裁判所に自己破産の申立てをして、破産手続開始決定が行われた。その後、②父親（X）が亡くなり（相続が開始して）、相続人である長男（Y）は父親の相続について単純承認をした。被相続人である父親（X）の資産は800万円、負債が300万円であった（図5）。このケースの場合、民法の趣旨から考えて、破産者（Y）の選択権（＝承認や放棄等）の行使を認めることになるが、（Y）は相続債権者（A）に対する債務（＝借入金）300万円は返済しなくてもよいのだろうか。



\*筆者作成

図4 相続開始前に自己破産をする



\*伊藤眞 (2018) pp. 97-98. より筆者作成

図5 相続開始前に破産手続きが開始した場合

## 《考察》

このケースでは、相続人(Y)が単純承認をしているが、「限定承認の効果」が認められている(伊藤眞, 2018, P. 97)。その理由は、単純承認の効果とした場合、相続債権者(A)の利益を害する結果になるからである。限定承認の効果ということになれば、(Y)は相続債権者(A)に対する債務(=借入金)300万円を返済しなければならない。つまり、限定承認であれば、相続債権者(A)については、相続財産から配当を行うことになるため、300万円の返済を行う。その後の残余財産500万円については、相続人である長男(Y)固有の財産とみなされる。破産手続開始決定後に破産者(Y)が得た相続財産500万円は、「新得財産」となり、破産財団に組み込まれることはない。

**5.2.1 破産者は遺産分割調停等に参加できない**  
相続人である破産者は相続財産に権利がある

ということになるが、「債権者は、相続財産から借金の回収ができるのか」という問題がある。具体的には、破産手続では、相続財産があるため、同時廃止ではなく、破産管財人が選任されることになる。そのため、破産管財人が遺産分割に参加することができるのかが問題となってくる。過去には、遺産分割調停(inheritance division mediation)に破産管財人は参加できないとする運用もあったが、現在では、破産管財人は、遺産分割調停等に参加できるとされている。そして、破産者はもはや遺産分割調停等には参加できないとされている。

### 5.2.2 遺産分割協議が成立していた場合

「自己破産前に遺産分割協議が成立していた場合はどうなるのか」という問題がある。この場合は、破産手続開始決定時に遺産分割協議書が作成されていない場合には、再度破産管財人の方で遺産分割を行う必要があると考えられている。仮に破産者が破産手続開始決定前に不利益な遺産分割協議をしていた場合は、破産管財人は否認権を行使することができると考えられ

ている。

### 5.2.3 『遺言証書』がある場合

「遺言証書 (testamentary deed) があつた場合はどうなるのか」という問題がある。遺言証書がある場合、原則的には、遺言書の内容のとおり相続がなされる。しかし、遺言証書の法的効力 (legal validity) を争う場合がある。まずそもそも遺留分侵害額請求ができるのかという問題があり、破産手続開始時に、遺言無効確認訴訟 (lawsuit for confirmation of invalidity of will) や遺留分侵害額請求訴訟 (lawsuit for infringement of retained portion) が提起されている場合がある。遺言無効確認訴訟は、文字通り遺言の効力を争う訴訟であり、遺留分侵害額請求は、遺言が法律上最低限保証されている遺留分 (reserved portion) を侵害しているときに認められる権利である。

さすがに遺留分侵害額請求権の行使は、破産管財人が行うことはできないと考えられているが、遺言無効確認訴訟、遺留分侵害額請求訴訟のいずれにおいても、破産管財人は、当事者適格があると考えられており、破産手続開始時に訴訟が係属していた場合には、破産管財人が訴訟を受継することができると考えられている。

以上が破産手続開始前に、相続が発生していた場合の法律関係である。

## 6. おわりに

破産手続が開始した後に、破産者が相続により他人の財産を取得した場合には、相続財産のうち積極財産 (= 資産) は、「固定主義の原則」によって相続人である破産者の自由財産となることが分かった。この破産財団の判断の基準時については「固定主義」と「膨張主義」という二つの考え方がある。固定主義 (fixed principle) とは、破産手続の開始決定時を破産財団の判断の基準時とする考え方のことである。破産手続開始決定時という1点の固定された時点

を基準時とすることから、固定主義と呼ばれている。固定主義の場合、破産手続開始後に破産者が取得した財産は、破産財団に組み入れられないことになる。これに対し、膨張主義 (principle of expansion) とは、破産手続開始時だけでなく、破産手続開始後に破産者が取得した財産も破産財団に組み入れるという考え方のことである。

相続が開始する前に、相続人の破産手続きが開始された場合は、相続人は破産者となる。破産手続開始決定後に破産者が得た相続財産は、「新得財産 (new property)」となる。それゆえに、どれだけの遺産を相続したとしても、その財産は自己破産とはまったく別物として取り扱われる。自己破産がそのままスムーズに進めば免責決定が出ることになり、相続した遺産はすべて手元に置いておくことができる。つまり、破産手続きが早ければ早いほど、遺産相続に影響を与えることは少ないということが分かった。

相続が開始された後に (民法882条)、相続人に破産手続が開始された場合、どうなるのかを考察した。自己破産は裁判所への申し立て後、裁判所側が事情を考慮し、自己破産の手続きが必要であると判断すると、「破産手続開始決定」が出されることになる。その後の審査から、「免責決定 (disclaimer decision)」を経て、手続きが終結することになる。破産手続開始決定前に遺産相続があつた場合、つまり「①相続開始 → ②破産手続開始」という順序は最悪となることが分かった。なぜならば、破産手続開始決定前に取得した財産は、原則として破産財団に組み込まれることになるからである。破産財団に組み込まれるということは、債権者への返済に充てられてしまうということである。つまり、相続した遺産のほとんどが返済に充てられてしまうということになる<sup>12)</sup>。

相続が破産手続開始決定前に発生している場合は、次に確認すべきことは破産の申し立て

(bankruptcy petition) をすでに済ませているかどうかである。破産の申し立てを全くしていない状態なのか、すでに申し立ては済んでいる状態なのかで、可能な手続きが変わってくる。破産の申し立てをしていない状態であるならば、はじめに相続放棄 (abandonment of inheritance) を完了させることで、一切の遺産を相続しないで済み、相続放棄した人は初めから相続人ではなかったことになる。その後で、自己破産をした場合も、遺産を取り上げられて債権者への弁済に回されるということはない。ただし、相続放棄には「3ヶ月以内」という期限があるので注意が必要である。

## 注

- 1) 「倒産法」とは、経済的な破綻状況に至った企業または個人について、その財産の清算または再建と債権者への配当を定める法の総称である。日本において倒産法について規定した法律としては、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法(第二編第九章第二節「特別清算」)、更生特例法、特定調停法などがあり、国際倒産に関しては外国倒産処理手続の承認援助に関する法律がある。また、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律と産業活力再生特別措置法は事業再生 ADR の根拠法となっている。
- 2) 「私的整理」とは、裁判所の関与なく、裁判外において倒産処理を進めていくタイプの倒産手続である。私的整理は、裁判外で行われる倒産処理であるため、法的整理のように決まった手続があるわけではない。私的整理の方法には様々なものがあるが、基本は、債権者と債務者との話し合いである。債権者・債務者間での合意に基づいて倒産処理を進めていくのが私的整理の基本である。
- 3) 破産法がなければ、債権者は、回収不能になった債権(貸付金)を取り戻そうと、債権者の財産を差し押さえるなどの強制執行をすることになる。債権者が個々に強制執行すれば債権者同士の平等が保たれず、争いに発展する事態も想定される。破産法が適用されるからこそ、法的な強制力を持つ債務整理が可能になり、破産者は安心して経済的な更生を図ることができると言える。
- 4) 「債権者代位権」とは、債権者が、自らの債権の十分な弁済を確保するため、債務者が第三者に対してもつ権利を代わって行使する権利のことである。つまり「債務者が行使しない権利を行使すること」である。他方、詐害行為取消権とは、債務者が行った詐害行為を取り消すよう裁判所に請求できる権利のことである。つまり、詐害行為取消権は、「債務者が行使した権利を取消す」というものである。
- 5) 「財産管理処分権」とは、自己の財産(所有物)について、自分自身で管理し処分する権限のことである。ただし、破産手続開始決定が出ることにより、破産者は、破産手続開始決定前に有していた財産に対する管理処分権を喪失することになる。
- 6) 身代限は、武士に対しては認められていなかった。武士だけでなく、寺社関係者、能役者、由緒ある町人、御用達町人も身代限から除外されていた。つまり、身代限というのは、一般の町人と百姓に対するものであった。百姓や町人に対する身代限についても、すぐ申しつけられるのではなく、その前に一定の期間(たとえば30日)に完済することが命じられ、その期間内に完済できないときには分割返済が命じられ、このいずれも出来ないときに初めて身代限ということになった。「分散」とは、江戸時代に広く行われた債務処理方法である。特に経済活動が盛んであった上方方面で制度的な発達がみられ、分散を受けられない(債務者の)親族の範囲や分散の手続に要した費用負担などが慣習法の形で定められた。また、細かい手続・内容は地域差があった。
- 7) 「免責」(めんせき)とは、破産者を債権者による追及から解放することで、破産者の経済的再生(リスタート)を図る手続・制度である。法律上、破産手続そのものは別の手続である。個人の破産者は、破産しただけでは、債務(借金)を返済する責任を免れることはできない。負っていた債務(借金)を法律上返済する責任がなくなるためには、破産手続を申し立てるだけでなく、破産裁判所から免責を許可する旨の決定(免責許可決定)をもらう必要がある。
- 8) 破産法の構成  
破産法は、以下の構成になっている(令和2年8月14日現在)。

### 破産法の構成

- 第一章 総則
- 第二章 破産手続の開始
- 第三章 破産手続の機関
- 第四章 破産債権
- 第五章 財団債権
- 第六章 破産財団の管理
- 第七章 破産財団の換価
- 第八章 配当
- 第九章 破産手続の終了
- 第十章 相続財産の破産等に関する特別
- 第十章の二 信託財産の破産に関する特別
- 第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則
- 第十二章 免責手続及び復権
- 第十三章 雑則
- 第十四章 罰則

- 9) 損害賠償の支払い義務を負う加害者に対する制裁や、被害者の救済を図るべきという趣旨などから、非免責債権とされている。ただし、単なる損害賠償なく、「悪意で加えた」という要件が付さ

- れている点が重要である。この「悪意」については、一般的には、「害意」（単なる故意ではなく、他人を害する積極的な意欲）のことでありと解されている。具体例としては、「債務超過であることを認識しながらクレジットカードを使用し、商品購入をしたことで発生した損害の賠償請求権」などがある。なお、このような破産者の場合、免責不許可事由にも当たりうるものである（破産法252条1項5号など）。
- なお、不貞慰謝料がこの非免責債権に当たるかどうかについては、争いが先鋭化しやすい。債権者が貸金業者などでない個人であること、感情的な対立が生じやすいことなどが理由である。実際には、不貞行為が「害意」により行われたとは評価されにくい傾向と言える。
- 10) 信託とは、自分の財産を「何らかの目的をもって自己固有の財産から切り離し、他人に管理や処分等をさせること」である。信託には、「1. 委託者」・「2. 受託者」・「3. 受益者」の三者が関与している。「1. 委託者」とは、自分の財産を「信託目的」を決めた上で受託者に移転させて目的のために管理、処分させる者のことであり。「2. 受託者」とは、委託者から管理を任された信託財産を、信託の目的に沿って管理、処分といった執行をする者のことである。「3. 受益者」とは、信託財産を管理、処分した際に生み出す対価や成果、信託財産そのものを受け取ることができる者のことである。
- 11) 「一身専属性のある財産」とは、その人のみに帰属する権利のことを言い、個人の人格や才能、あるいは個人としての法的地位などの間に密接不可分の関係にあるために、他人による権利行使を認めることが不適切な権利義務である。
- 12) 破産債権者は、破産者たる相続人が単純承認するか、限定承認をなすか、または相続放棄をなすかについて関心をもたざるをえない。なぜならば、相続の承認や放棄は破産債権者の利害に密接に関係するからである。単純承認された場合には、相続財産が「破産財団の一部」を構成し、相続債権者は破産債権者（bankruptcy creditor）になる。相続放棄がなされた場合には、相続財産は破産財団からはずれ、相続債権者は破産債権者とならない。
- 今中利昭編（2018）『倒産法実務大系』民事法研究会  
岡 伸浩（2021）『逐条破産法・民事再生法の読み方』商事法務  
片岡 武・菅野眞一編（2022）『第4版家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版  
門広乃里子（2005）「相続による債務の継承と熟慮期間の起算点に関する一考察」『上智法学論集』48巻3・4号, pp. 35-101.  
木内道祥（2021）『破産実務 Q&A 220問』きんざい  
倉部真由美他（2021）『倒産法』有斐閣  
個人再生実務研究会編（2009）『破産法の理論・実務と書式〈消費者破産編〉〔第2版〕』民事法研究会  
小林秀之（2021）『破産から新民法が見える』日本評論社  
裁判所職員総合研究所（2021）『倒産実務講義案〔改訂版〕』司法協会  
櫻井博行（2016）「無利息債務の相続評価：最判昭和49年9月20日を題材にして」『青山ビジネスロー・レビュー』6巻1号, pp. 1-33.  
佐藤純通他（2018）『第2版相続財産の管理と処分の実務』日本加除出版  
佐藤鉄男（2018）「財産情報をめぐる破産者と管財人の関係」『中央ロー・ジャーナル』15巻2号, pp. 101-115.  
柴田武男・木村裕二（2015）「多重債務者救済の法と実務」『聖学院大学論叢』27巻2号, pp. 29-45.  
四宮章夫（2022）「私的整理の研究13」『産大法学』55巻3・4号, pp. 449-492.  
全国倒産処理弁護士ネットワーク（2021）『注釈破産法（上）』きんざい  
———（2021）『注釈破産法（下）』きんざい  
相続実務研究会編（2021）『Q&A 限定承認・相続放棄の実務と書式』民事法研究会  
高木裕康（2021）『破産事件の基本と実務』日本加除出版  
田頭章一（2021）『講義破産法・民事再生法—重点論点の解説と演習』有斐閣  
竹下守夫他編（2014）『破産法大系 第I巻 破産手続法』青林書院  
———（2015）『破産法大系 第II巻 破産実体法』青林書院  
———（2015）『破産法大系 第III巻 破産の諸相』青林書院  
谷口安平監修、山本克己他（2013）『レクチャー倒産法』法律文化社  
田原陸夫・山本和彦監修、全国倒産処理弁護士ネットワーク編（2015）『注釈破産法〔上〕第1条—第147条』金融財政事情研究会  
———（2015）『注釈破産法〔下〕第148条—第277条』金融財政事情研究会  
東京地裁破産再生実務研究会（2017）『破産・民事再生の実務 第3版』金融財政事情研究会  
中川善之助他（1993）『相続法〔第三版〕』有斐閣  
日本司法書士会連合会編（2021）『債務整理事件処理

## 参 考 文 献

- 雨宮則夫・吉利浩美（2020）『相続の限定承認—法務・税務・登記』新日本法規出版  
五十嵐明彦（2014）『相続破産—危ない相続税対策、損する遺産』朝日新聞出版  
伊藤 眞他（2021）『条解破産法 第3版（条解シリーズ）』弘文堂  
———（2021）『倒産法〔第2版〕伊東真試験対策講座15』弘文堂  
———（2018）『破産法・民事再生法〔第4版〕』有斐閣

- の手引き』民事法研究会  
能登真規子（2010）「債務の相続と単純承認の錯誤—  
高松高決平成20・3・5家月60巻10号91頁—」  
『彦根論叢』383号, pp. 207-227.  
野村剛司（2021）『倒産法』青林書院  
濱田陽子（2019）「限定承認と相続財産の破産」『岡  
山大学法学会雑誌』68巻3・4号, pp. 335-358.  
正影秀明（2021）『相続財産管理人、不在者財産管理  
人に関する実務』日本加除出版  
松下淳一他編（2021）『倒産判例百選〔第6版〕』有  
斐閣  
丸山 茂（2014）「債務の相続と遺留分減殺—最判平  
成21年3月24日をめぐって—」『神奈川ロー  
ジャーナル』7巻, pp. 119-128.  
宮崎幹朗（2018）「判例研究 家庭裁判所が財産分離  
を命ずることが出来る場合」『西南学院大学法学  
論集』51巻1号, pp. 87-102.  
宗田親彦（2006）『倒産法概説 新訂第三版』慶応義  
塾大学出版会  
山本和彦（2018）『倒産処理法入門〔第5版〕』有斐  
閣  
——編（2016）『倒産法演習ノート—倒産法を楽  
しむ22問〔第3版〕』弘文堂